

審議事項③

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の一部を次のように改正する。

第41条の表中

(5) 職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等	連続する7日（休日を除く。）の範囲内の期間（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の取得に限る。）
--	--

を

(5) 職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等	連続する7日（休日を除く。）の範囲内の期間（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の取得に限る。）
(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）

に、

<p>(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
---	---------------------------

を

<p>(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）</p>
---	--

に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部改正について

1 趣旨

青森市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部が改正されたことなどに伴い、本学においても就業規則の一部を改正するものである。

2 主な改正概要

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇の新設

(1) 名称

出生サポート休暇

(2) 期間

1年度において5日

(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日)

(3) 休暇の単位

1日又は1時間

3 施行日

令和4年4月1日

新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(特別休暇)</p> <p>第41条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の表の左欄に掲げる場合における休暇とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第41条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の表の左欄に掲げる場合における休暇とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>	
区分	期間	区分	期間
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(5) 職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等	連続する7日（休日を除く。）の範囲内の期間（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の取得に限る。）	(5) 職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等	連続する7日（休日を除く。）の範囲内の期間（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の取得に限る。）
(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(新設)	(新設)
(6)～(10) (略)		(6)～(10) (略)	
(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの	当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの	当該期間内における5日の範囲内の期間

改正後		改正前	
子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合		子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(12)～(19) (略)		(12)～(19) (略)	